

日行連発第1564号
平成29年3月2日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
第一業務部
部長 益 本 納

貸切バス事業許可の5年更新制の導入について

今般、国土交通省より、平成28年12月に成立した道路運送法の一部を改正する法律のうち、貸切バス事業許可の更新制の導入については、平成29年4月1日より施行されることから、更新の手續について必要な事項を定めるための省令・通達の一部を改正する旨の報道発表がありました。

これについては、すでに会員専用サイト「連c o n」にてお知らせしておりますが、当該業務を取り扱う行政書士会員及び事業者への影響が大きいものと思われるため、改めて各単位会において、所属会員に周知いただきたく、ご協力をお願いいたします。

なお、制度の詳細につきましては、下記の国土交通省ホームページをご参照くださいますようお願いいたします。

記

<国土交通省ホームページ>

○貸切バス事業許可の5年更新制が4月1日にスタートします
～本日、既存事業者の初回更新日を決定～

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html

以 上